

〈研究報告〉

岩手県において精神病者監護法はどう取り扱ってきたか —「精神病者監護法令取扱手続」を読み解く—

田辺 有理子

岩手県立大学 看護学部

要旨

1900(明治33)年に制定された精神病者監護法の下で、岩手県の精神障害者がどのような待遇を受けてきたのかを調べる中、岩手県の「精神病者監護法令取扱手続」が見つかった。この条文を現代文に訳し、精神病者監護法による岩手県の監置の実態と合わせて、精神障害者の待遇について検討した。

第1条から第10条までは、監置の手続き上の規定で、特に第2条には、監置の届け出があった際の調査項目が10項目に渡って詳細に示されていた。病状に関する項目のほか、家族親族に関する項目や監護義務者と診断医との関係に関する項目があり、家族の利害関係による不当な監置が行われないよう配慮されていた。また、一度監置されると一生監置を解かれなかつたという通説と異なり、岩手県の監置は、状態が改善すれば監置を廃止し、悪化すれば再び監置することを想定した規定であった。

第11条は、私宅監置室の構造に関する規定で、岩手県の私宅監置室は床面積が2坪半と広い基準になっていた。室内の採光、換気、衛生面への配慮がみられ、緊急時には避難できる出入り口の設置、逃亡自殺など危険がないようにと安全に配慮した規定であった。また、精神病者監護法制定時、岩手県には精神科病院がなく、病室に関する条文がなかつた。

第12条から第16条までは、警察の業務に関する規定であつた。警察の職位によって監置状況に関する視察の回数が定められ、1件の監置に対して一か月に少なくとも3回は警察による視察が行なわれていた。視察の内容は、規定に違背していないか、危険がないか、衛生面に問題はないかなど、監置された側への配慮がみられた。また、警察には監置に関して台帳が備えられ、加除修正されていた。

キーワード：精神病者監護法、監置、歴史、岩手県

1. はじめに

精神科領域の看護に携わる者にとって、日本の精神障害者の待遇に関する国の施策や法律の変遷は、重要かつ基本となる知識である。明治時代初期より、各都道府県では、精神障害者の待遇に関する規定が警察関連法規で管理されており、1900(明治33)年に精神病者監護法^①が制定されたことにより、精神障害者の待遇規定が一律に制度化された。しかし、同法制定後もその下位規定は各都道府県に委ねられていた。そのため、精神障害者の待遇に関する規定には都道府県レベルで違いがみられた。この地域ごとの違いに関して、これまで十分な検討は行われてこなかつた。精神病者監護法に関する各都道府県の規則を扱った先行研究として、橋本^{②③}が2003(平成15)年に全国の公立図書館あるいは公文書館に対して「精神病者監護法に関する施行・取扱手続」の有無を問い合わせ、16府県に監置室の

構造に関する規定があつたとされる。しかし、各都道府県の規則全体について言及したものはほとんど見当たらない。

著者は精神病者監護法が施行されていた時代の監置の状況を明らかにするため、岩手県に関する資料を調査してきた。そのプロセスの中で、監置の人数に関する統計資料と合わせて、精神病者監護法の具体的な細目を岩手県ではどのように取り扱ってきたのかを明らかにするための史料を探していたところ、岩手県の「精神病者監護法令取扱手続」^④を見つけることができた。岩手県は、この先行研究で検討された16府県には含まれていないが、今回見つかった「精神病者監護法令取扱手続」には、監置室の構造に関する規定が含まれていた。したがって、今回発見された文書は、先行研究において、取扱手続が無いと回答されたか無回答として、分析の対象とならなかつたと考えられるものである。

精神科医療の歴史に関する研究は、早期に精神科病院が開設された京都や東京など一部の地域に限定され、東北地方に関するものは少ない。特に岩手県の精神病者監護法の取り扱いに関するものは見当たらない。また、東京帝国大学の医師呉秀三が1918(大正7)年に著した『精神病者私宅監置ノ実況及ビ其統計的観察』⁵⁾は全国の私宅監置の状況調査として知られているが、岩手県はこの調査の対象にならなかった。このように、岩手県における精神障害者処遇の歴史に関して、調査研究がほとんど行われず、未確認の部分が多い。その中で、今回見つかった史料は精神病者監護法に関する岩手県の処遇規定を知る上で重要なものである。

本稿では、この「精神病者監護法令取扱手続」を読み解き、岩手県では精神病者監護法がどのように取り扱われてきたのかという視点を軸に、精神病者監護法による岩手県の監置の実態と合わせて、精神障害者の処遇について推察していく。なお、精神病者・瘋癲・白痴などの用語は現在用いられないが、資料から原文を明確に示すため、そのまま引用している。

2. 「精神病者監護法令取扱手続」全文^(史料)

岩手県の「精神病者監護法令取扱手続」(明治33年8月29日、訓令丁第38號)は、16条からなる。

「精神病者監護法令取扱手続」

第1条

施行規則第1条または第2条により届け出があったときは監護義務者順位の変更は真正の同意を経たものかどうか、親族会が選任した監護義務者は正当の手続きによるものかどうかを調査し意見を添えて進達すること。

第2条

施行規則第3条第1項及び第4条第2項の、願い出または届け出を受けたときは左の各号を調査し意見を添えて進達すること。

1. 発病の原因

2. 発病の年月日

3. 発作中の挙動

4. 病者と家族及び親族間の関係その他一家の事情

5. 発病後家族及び親族等の病者に対する待遇の状況

6. 診断医と看護義務者との関係

7. 以前に監置した者については当時の事情

8. 資産の状態

9. 監置方法及び場所の適否ならびに監置室の構造設備

10. その他必要と認める事項

第3条

施行規則第3条第2項の届け出を受けたときは前条に準じて調査を行ない、もし監置の必要がないものと認めるとときは意見を添えて急報すること。

第4条

施行規則第4条第1項の願い出を受けたときは第2条の各号を調査し許否すること。

第5条

法律第4条及び施行規則第7条により監置の方法又は場所変更の届け出を受けたときは、その適否を調査し意見を添えて進達すること。

第6条

法律第6条及び法律第8条第3項に該当し精神病者を市町村長に監置させる必要があると認めるときは、その状況を添えて報告すること。

第7条

勅令第2条により精神病者を市町村長に引き渡すよう命ぜられたとき、または急迫の事情により仮に市町村長に引き渡すときは、引き渡し書を調製し病者と共にこれを引き渡し交付録に証印を取り置くこと。

第8条

法律第7条及び施行規則第10条により監置の許可を取り消し監置の廃止を命令し、または監置の方法もしくは場所の変更を命令する必要があるときは事由を詳しく添えて報告すること。法律第7条第2項により直接監護を廃止する必要があるとき、もしくは法律第8条第1項により監護義務者を指定する必要があると認めるときもまた同様である。

法律第8条第1項但し書き勅令第2条但し書き及び施行規則第10条但し書きにより指揮を請うときは急迫を要する事情その他必要な事項を詳しく添えること。

法律第8条第4項の願い出を受けたときは意見を添えて進達すること。

第9条

勅令第1条第2項または同第3条第1項により市町村長に同意を与えもしくは通知を受けたときはその旨を報告すること。

第10条

市町村長に於いて監護する精神病者の監護義務者を発見したときは監護義務者その義務を履行し得るに至ったと認めるときは左の各号を調査し意見を添えて報告すること。

1. 監護義務者の住所氏名年齢

2. 監護義務者の順位

3. 精神病者及び監護義務者の資産、併せて生計の程度

4. その他必要と認める事項

第11条

私宅監置室は資力の程度及び精神病者の症状により自ら一定し難いが概ね左の各号を調査許否することを要する。

1. 家室内で可域2坪半以上の部屋であること
2. 光線の注射、空気の流通に支障がないこと
3. 床は地上1尺以上で板張りとし畳を敷くこと
4. 非常事変に際し容易に危難を避けることができる出入

り口を設けること

5. 逃亡自殺など危険の虞がある構造を避けること
6. 便所は衛生上適当な構造設備とすること

第12条

他府県に住所を有する精神病者で本県下の精神病院または普通病院の精神病室に監置したいと願い出または届け出があったときは、第2条各号の事実をその所轄警察署に照会すること。

第13条

警察署長警察分署長は1年に1回以上精神病者がいる家宅・病院または病室等を臨検し左の各号を視察し、尚警部または巡査部長は毎月1回以上、受け持ち巡査は毎月2回以上視察するべきである。

1. 患者待遇の状況
2. 拘束の程度を超えることがないかどうか
3. 法令の規定に違背していることがないかどうか
4. 構造設備等毀損朽廃して危険の虞がないかどうか
5. 室内及び寝具飲食品等は清潔を保ち衛生上支障がないかどうか

第14条

第2条第3条第5条第11条の調査は署長に於いて現場に臨検これを為すこと。

もし事故があったときは警部または巡査部長にこれを為させること。

第15条

警察署に於いては精神病者の台帳を備え置き出入りの都度加除修正を加えること。

台帳は病院病室または私宅監置室等各区分を設けること。

逃亡死亡その他精神病者の身上に異動を生じたときは備考欄に記入すること。

第16条

第6条の引き渡し書及び第14条の台帳は左記第1号乃至第3号様式に拠ること。

3. 「精神病者監護法令取扱手続」の位置付け

条文の中に、「法律」、「施行規則」、「勅令」という文言がある。ここで、これらの法令を整理しておく。「法律」は精神病者監護法のことで、明治33年3月9日、法律第38号として制定された。「施行規則」は、内務省令第35号精神病者監護法施行規則^⑥で、精神病者監護法制定後の明治33年6月28日に発布された。「勅令」は、勅令第282号「精神病者監護法第6条及第8条第3項に依れる監護に関する件」^⑦で、「施行規則」発布の翌日、明治33年6月29日に発布された。

精神病者監護法第9条第2項に「私宅監置室、公私立精神病院の精神病室の構造設備および管理方法に関する規定は命令を以てこれを定める」とされ、精神病院の設立および管理に関する各都道府県の規則が次第に定められていった^⑧。岩手県の「精神病者監護法令取扱手続」は、「勅令」発布からわずか2か月後の明治33年8月29日に訓令丁第38號として制定されており、全国的にみても早い段階で精神病者監護法の取扱いや手続きが整備されたといえる。

4. 岩手県における監置の人数

岩手県の「精神病者監護法令取扱手続」によって、どれだけの監置手続きが行なわれていたのだろうか。これまでの著者の調査^⑨で明らかになった岩手県における監置の実態の概観を示す。

1900(明治33)年の精神病者監護法制定によって、精神障害者の監置が合法的に認められ、1950(昭和25)年の精神衛生法制定によって私宅監置は廃止された。岩手県の監置の人数に関しては、『岩手県警察統計書』と『府県統計書岩手県』により、1903(明治36)年から1941(昭和16)年の39年間の各警察署別の統計が記録として残されていた。各年の年末数として、43人から170人までの監置が実数として明らかになった。今回見つかった岩手県の「精神病者監護法令取扱手続」によって、これらの監置の手続きや管理が行なわれたといえる。

5. 監置の手続き

第1条から第10条までは、監置の手続き上の規定であった。

第一條 施行規則第一條又ハ第二條ニ依リ届出タルトキハ
監護義務者順位ノ変更ハ真正ノ同意ヲ経タルモノ
ナルヤ親族會ノ撰任シタル監護義務者ハ正當ノ手
續ニ據リタルモノナルヤヲ調査シ意見ヲ具シ進達

スヘシ

第二條 施行規則第三條第一項及第四條第二項ノ願出又ハ届出ヲ受ケタルトキハ左ノ各號ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ

- 一 発病ノ原因
- ニ 発病ノ年月日
- 三 発作中ノ挙動
- 四 病者ト家族及親族間ノ関係其他一家ノ事情
- 五 発病後家族及親族等ノ病者ニ對スル待遇ノ状況
- 六 診断医ト看護義務者トノ関係
- 七 曾テ監置ヲ為シタル者ニ就テハ當時ノ事情
- 八 資産ノ状態
- 九 監置方法及場所ノ適否並監置室ノ構造設備
- 十 其他必要ト認ムル事項

第八條 法律第七條及施行規則第十條ニ依リ監置ノ許可ヲ取消シ監置ノ廃止ヲ命シ又ハ監置ノ方法若クハ場所ノ変更ヲ命スヘキ必要アルトキハ事由ヲ詳具シ報告スヘシ

法律第七條第二項ニ依リ直接監置ヲ廃止スルノ必要アルトキ若クハ法律第八條第一項ニ依リ監護義務者ヲ指定スルノ必要アリト認ムルトキ亦同シ
法律第八條第一項但書勅令第二條但書及ヒ施行規則第十條但書ニヨリ指揮ヲ請フトキハ急迫ヲ要シタル事情其他必要ノ事項ヲ詳具スヘシ
法律第八條第四項ノ願出ヲ受ケタルトキハ意見ヲ具シ進達スヘシ

特に第2条には、監置の届け出があった際の調査項目が10項目に渡って詳細に示されていた。「1. 発病の原因」、「2. 発病の年月日」、「3. 発作中の挙動」の発病に関する項目のほか、「4. 病者と家族及び親族間の関係その他一家の事情」、「5. 発病後家族及び親族等の病者に対する待遇の状況」の項目からは、家族の利害関係による不当な監置が行われないように注意が払われていたことが読み取れる。さらに、「6. 診断医と看護義務者との関係」について、監置される患者が不当に診断されることがないように配慮されていたと考えられる。

また、「7. 以前に監置した者については当時の事情」とあり、監置されて一度監置を廃止したものが再び監置される場合についての調査項目が示されている。監置の廃止については、精神病者監護法第7条、「精神病者監護法施行規則」⁶⁾第10条および岩手県「精神病者監護法令取

扱手続」第8条に規定されている。呉¹⁰⁾が「病者は遂に終生幽囚の身と為りて再び天日を仰ぐに由なきは無期徒刑囚にも似て却って遙に之に劣るとも云ふべし。精神病者の私宅に監置せらるるものに至りては、實に囚人以下の冷遇を受くるものと謂ふべし。」と述べたように、一度監置されると一生監置が解かれなかつたというのが通説であつた。しかし、岩手県の監置に関する統計資料によると、1904(明治37)年から1927(昭和2)年の24年間に延べにして194人が治癒として監置を廃止されており、監置のまま死亡した191人を上回っていた。また、監置の開始を意味する「発病」が初発と再発に分けて記録されていた1913(大正2)年から1927(昭和2)年まで15年間の資料の中で、再発に21人の記載があり、一度監置を解かれても、その一部は再び監置され、「精神病者監護法令取扱手続」第2条に従つて手続きが行われていたことになる。岩手県の監置は、状態が改善すれば監置を廃止し、悪化すれば再び監置することを想定していたと推察される。

6. 監置室の構造

第11条は、監置室の構造に関する規定であった。

第十一條 私宅監置室ハ資力ノ程度及精神病者ノ症状ニ依リ自ラ一定シ難シト雖モ概ネ左ノ各號ヲ調査許否スルヲ要ス

- 一 家宅内ニシテ可域貳坪半以上ノ室タル事
- 二 光線ノ注射空氣ノ流通ニ支障ナキ事
- 三 床ハ地上壹尺以上ニシテ板張トシ畳ヲ敷ク事
- 四 非常事変ニ際シ容易ニ危難ヲ避ケシメ得ヘキ出入口ヲ設クル事
- 五 逃亡自殺等危険ノ虞アル構造ヲ避ケル事
- 六 廁園ハ衛生上適當ナル構造設備タル事

監置室の構造について、精神病者監護法第9条第2項に「私宅監置室、公私立精神病院の精神病室の構造設備および管理方法に関する規定は命令を以てこれを定める」とされ、各都道府県に任されていた。したがつて、監置室は各都道府県による差異があつた規定の一つといえる。

岩手県の私宅監置室の構造に関する規定において、特に他県と違う点は、監置室の広さである。岩手県では、私宅監置室は家宅内で2坪半以上即ち畳5枚分以上の部屋と定められていた。橋本²⁾⁻³⁾の全国調査では、監置室の構造に関する規定があつた16都道府県(秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都(都)、山梨県、富山県、石川県、愛知県、京都府、滋賀県、大阪府、島根県、香川県、

高知県、沖縄県)の床面積の基準は平均約1.4坪であり、岩手県の床面積は、他県に比べて広い基準だった。

その他の項目として、私宅監置室の採光、換気の配慮がみられ、便所は衛生的な構造設備とすることとされた。さらに、緊急時には避難できる出入り口の設置、逃亡自殺など危険がないようにと安全に配慮した規定があった。

岩手県の私宅監置室に関して、精神病者監護法制定以前の1886(明治19)年、県甲達第45號「瘋癲人取締規則」¹¹⁾にその一部が規定されていた。そこには監置室の面積や設備に関する項目はないが、「室内を換気し清潔に掃除すること」、「水火災の場合には速やかに解放すること」など「精神病者監護法令取扱手続」の規定に類似する規定があった。岩手県の監置室の規定は、精神病者監護法制定以前に都道府県ごとに決められていた規則の一つである岩手県の「瘋癲人取締規則」¹¹⁾を基に規定されていたことが推察される。

私宅監置室に関して、床面積、床下の高さ、畳などの敷物、出入り口、排泄設備、採光、換気は、多くの都道府県にそれぞれの規定があり、岩手県でも同様の視点から規定が検討されていたと推察される。これらの項目は、現代の精神科病院における隔離室・保護室にも共通して、採光、換気、排泄設備の衛生などは、隔離を要する患者を看護する上でも基本となる視点である。

また、精神病者監護法第9条第2項では、私宅監置室のほかに公私立精神病院及び公私立病院の精神病室についても規定することとされたが、岩手県の「精神病者監護法令取扱手続」は私宅監置室に関する規定のみで、公私立精神病院及び公私立病院の精神病室についての条文は見当たらない。それは、精神病者監護法が制定された1900(明治33)年時点で、岩手県にはまだ精神科病院がなく、また、病院開設の計画もなかったためと推察される。

岩手県で初めて開設された精神科病院は、財團法人岩手済世医会岩手保養院(岩手県盛岡市加賀野)である。初めての入院受け入れは1932(昭和7)年9月1日とされ¹²⁾、精神病者監護法および岩手県の「精神病者法令取扱手続」制定から32年後のことである。1950(昭和25)年の精神衛生法制定により、公立精神病院が設置されるまで、県内の精神科病院はこの一施設のみであり、岩手県の精神科医療の基礎となり、また北東北の初期の精神科医療に広く貢献したと考えられる。しかし、その病室の基準は「精神病者監護法令取扱手続」には規定されていなかったため、規則に照らして検討することはできない。

7. 警察の巡視

第12条から第16条は、警察に関する規定であった。

第十三條 警察署長警察分署長ハ壹ヶ年壹回以上精神病者アル家宅病院又ハ病室等ヲ臨検左ノ各號ヲ視察シ尚ホ警部又ハ巡査部長ヲシテ毎月壹回以上受持巡査ヲシテ毎月貳回以上視察セシムヘシ

- 一 患者待遇ノ状況
- 二 拘束ノ程度ヲ超ユルコトナキヤ否
- 三 法令ノ規定ニ違背セルコトナキヤ否
- 四 構造設備等毀損朽廢シテ危険ノ虞ナキヤ否
- 五 室内及臥具飲食品等ハ清潔ヲ保チ衛生上支障ナキヤ否

第13条は、監置の状況の視察に関することで、警察署長警察分署長は1年に1回以上、警部または巡査部長は毎月1回以上、受け持ち巡査は毎月2回以上と警察の職位によって視察の回数が決められていた。この規定が遵守されていたとすれば、ひと月に少なくとも延べ3回は監置に関する視察が行われていたことになる。

視察の内容は、「1. 患者待遇の状況」、「2. 拘束の程度を超えることがないかどうか」、「3. 法令の規定に違背していることがないかどうか」、「4. 構造設備等毀損朽廢して危険の虞がないかどうか」、「5. 室内及び寝具や飲食品等は清潔を保ち衛生上支障がないかどうか」であり、規定に違背していないか、危険がないか、衛生に問題はないかなど、監置された者への配慮が明文化されていた。また、監置の届け出があったとき、監置の方法場所を変更したときには、監置の場所へ出向いて検査することが規定されていた。

警察が関与する条文については、精神病者監護法では監置が警察の管理下に置かれていることや、同法制定以前の各都道府県による規則は警察関連のものだったことが影響していたと考えられる。同法制定以前の岩手県における規則としては、前述の県甲達第45號「瘋癲人取締規則」¹¹⁾と、その一週間後に発布された警坤第35號「瘋癲人取扱手續」¹³⁾が確認できている。

これらの条文の中に、「精神病者監護法令取扱手続」に類似した内容が含まれており、監置室の構造に関する規定と同様に、「精神病者監護法令取扱手続」の基となつたことが推察される。「瘋癲人取締規則」¹¹⁾の第四条に監置を解くか移転するときに警察への届出が必要であること、第五条に監置の様子を警察官が立ち入り検査することが

規定され、「瘋癲人取扱手続」¹³⁾の第2条に、取扱の様子をみて苛酷だと判断したら適宜指導すること、第3条に、健康を害する恐れのあるときは、適宜その場所を改造または掃除させることが規定されていた。

また、「精神病者監護法令取扱手続」の第15条に、警察署に精神病者の台帳を備え置き出入りの都度加除修正を加えること、逃亡死亡その他精神病者の身上に異動を生じたときは備考欄に記入することが規定されていた。この台帳について、岩手県では1887(明治20)年県訓令丁第72號「警ら及び巡回規定」¹⁴⁾に、巡査の受持簿に瘋癲白痴の姓名住所を記載することが定められていた。したがって、岩手県の「精神病者監護法令取扱手続」の警察に関する条文は、精神病者監護法制定以前から警察で行なわれていた業務が改めて規定されたといえる。また、この「警ら及び巡回規定」¹⁴⁾により、管轄地域ごとに監置のみならず、監置されていない者も掌握していたことがわかる。岩手県の精神科医師の白石¹⁵⁾は「各地域に監置・未監置で散在していた精神障害者は警察によって克明に把握されていて、宮様などが来県するときは患者を絶対に戸外に出してはならんときついおふれが回されて、ふだんは自由に戸外を遊び歩いていた患者たちまで家の中に閉じこめられ」と当時の様子を述べている。また、逃亡死亡について、岩手県の監置に関する統計資料⁹⁾より、1922(大正11)年と1925(大正14)年に各1人の行方不明者と、1904(明治37)年から1927(昭和2)年の24年間に毎年3人から19人、合計191人の死亡が、実数で確認されている。したがって、これらの規定が警察によって実際に遵守されていたことが推察される。

8. おわりに

岩手県の「精神病者監護法令取扱手続」は、全16条で構成され、監置の手続きに関する事、私宅監置室の構造に関する事、警察の業務に関する事について規定されていた。岩手県の精神科医療および精神障害者の処遇に関する歴史的研究は、これまでほとんど行なわれてこなかった。しかし、今回岩手県の「精神病者監護法令取扱手続」が見つかったことにより、精神病者監護法下の精神障害者の処遇について、監置の手続き、私宅監置室の構造による生活環境、警察の業務という視点から、監置に関する統計資料や警察資料と併せて検証することができた。

今後の課題として、これまで検討されてこなかった全国都道府県の施行細則や規則を比較検討していくこと

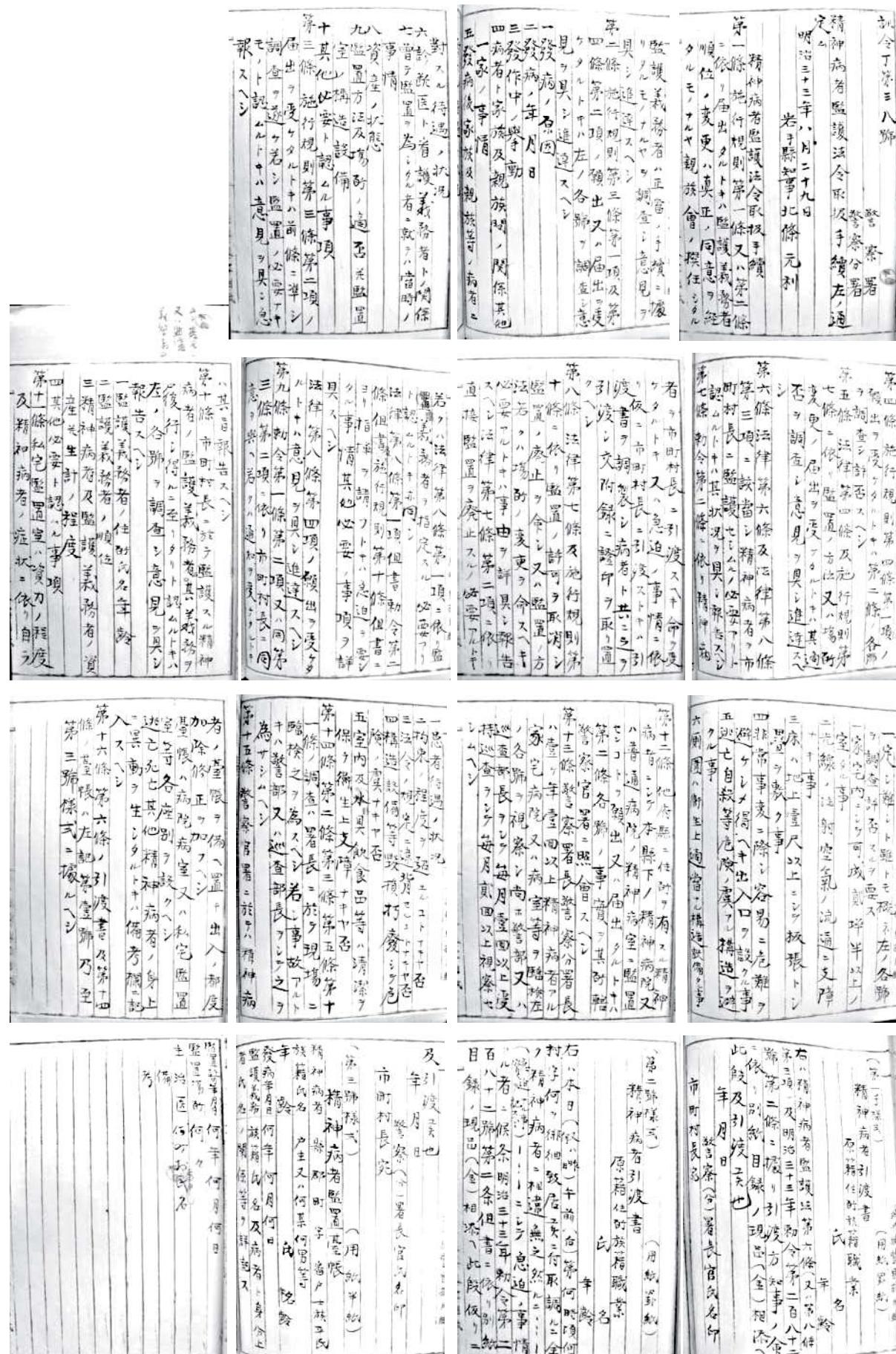
で、各地域の特徴を明らかにしていくことができると考えられる。また、他県との比較とあわせて岩手県の精神科医療の歴史について検証を続けていきたいと考える。

引用文献

- 1)法律第38号精神病者監護法:官報第5004号明治33年3月10日土曜日, 155-157, 印刷局, 1900.
- 2)橋本明:私宅監置室の実際—各府県における精神病者監護法取扱手続の比較ー, 日本医史学雑誌, 2004, 50(1), 160-161.
- 3)橋本明:精神病者私宅監置に関する研究—呉秀三・樺田五郎「精神病者私宅監置ノ実況及ビ其統計的観察」を読み解くー, 愛知県立大学文学部論集社会福祉学科編, 2004, 53, 149-168.
- 4)巣手縣:明治33年訓令丁號, 1900.
- 5)呉秀三, 樺田五郎:精神病者私宅監置ノ実況及ビ其統計的観察, 創造出版, 2007.
- 6)内務省令第35号精神病者監護法施行規則:官報第5095号明治33年6月28日木曜日, 401-402, 印刷局, 1900.
- 7)勅令第282号精神病者監護法第6条及第8条第3項ニ依レル監護ニ関スル件:官報第5097号明治33年6月30日土曜日, 433, 印刷局, 1900.
- 8)厚生省医務局:医制80年史, 391-398, 財団法人印刷局朝陽会, 1955.
- 9)田辺有理子:岩手県における精神病者監護法時代の精神障害者処遇の歴史, 岩手県立大学看護学部紀要, 2008, 10, 9-22.
- 10)呉秀三, 樺田五郎:精神病者私宅監置ノ実況及ビ其統計的観察, 131, 創造出版, 2007.
- 11)警察本部編纂:岩手縣警察要規全, 192-193, 1887.
- 12)財団法人岩手済生会:岩手保養院五十年史, 75-76, 1983.
- 13)巣手縣警察部:現行巣手縣警察要規中卷, 83, 1893.
- 14)岩手県:岩手県警察史, 205-210, 岩手県警察本部, 1957.
- 15)白石順吉:岩手の精神医療と精神病院, 病院, 1974, 33(3), 85-90.

(2008年5月8日受付, 2008年7月1日受理)

史料 岩手県「精神病者監護法令取扱手続」(明治33年8月29日,訓令丁第38号)



<Research Report>

How Has “The Law for the Custody of Insane Persons” Been Implemented in Iwate Prefecture? -An Analysis of “Seishinbyosha-Kangohou-Rei Toriatsukai Tetsuzuki”

Yuriko Tanabe

Faculty of Nursing, Iwate Prefectural University

Abstract

Detailed rules of Iwate prefecture use of “The Law for the Custody of Insane Persons(Seishinbyosha-kangohou)” were found.

It consists of 16 texts.

The texts from 1 st to 10th are regulations of the procedure. The survey content when there was application was provided for by ten items. It was "Condition", "Family relationships", and "Relation between the family and the diagnostician". The purpose is to prevent an unjustified confinement.

The 11th text is regulations of the confinement room structure. The confinement room area was wider than other prefectures and was considered the lighting, ventilation, and hygiene. The exit was set up for the emergency, and confinement room had a structure to prevent escape and suicide.

The text from 12th to 16th is regulations related to the police. Police was ruled to patrol to check "Observance of the rule", "Safety", and "Hygiene" at least three times for the lawful confinement every month. Police entered lawful confinement in a ledger.

Key words: The Law for the Custody of Insane Persons, Lawful Confinement, History, Iwate Prefecture